



お知らせ

町から

総務

行政相談を実施します。

行政サービスについてのご相談、お悩み、お困りのことはありませんか。相談は無料です。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

日時

4月20日(金) 10時～15時

場所

健康センター 健康相談室

担当者

行政相談委員

松田 幹男 (☎62・3024)

田口 英輔 (☎62・3263)

問総務課 行政係

☎52・7111 (直通)

税務

軽自動車税は4月1日の所有者に課税されます

軽自動車税は、軽自動車やバ

イク、農作業用などの小型特殊自動車に市町村が課税する税で、4月1日現在の軽自動車等所有者に年税額が課税されます。軽自動車やバイクなどの所有者になったときは、登録手続きを行ってください。

また、軽自動車税の納付につきましては、口座振替(自動払込)が便利です。預貯金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがなくなり、納付の手間が省けます。

お手続きは振替を希望する金融機関の窓口にてお願いします。

●軽自動車税の減免について

障害者手帳や療育手帳をお持ちの人は、その程度により軽自動車税の減免を受けることができます。

軽自動車税の減免を受けるためには、5月24日(木)までに税務課または宮原振興局総務振興課に申請書の提出が必要です。

申請に必要なもの

○印鑑

○車検証

○運転される方の免許証

固定資産課税台帳の縦覧について

地方税法の規定より、次の通り縦覧を行います。固定資産の詳しい内容についてお知りになりたい人、平成29年中に土地を売買したり、家屋を新築・増築したりした人、また、地籍調査により地積等が変更された人は、特に確認をお願いします。なお、固定資産税課税明細書は、6月に納税通知書と合わせて発送します。

【縦覧内容】

期 間	4月2日(月)～7月2日(月) 8時30分～17時(土日、祝日を除く)		
場 所	氷川町役場 税務課		
対象者と縦覧範囲	縦覧対象者	縦覧できる帳簿	記載事項
	固定資産税の土地の納税者 (代理人または納税管理者)	固定資産名寄帳兼課税台帳	所在(地番)、地目、地積、 評価額、課税標準額など
	固定資産税の家屋の納税者 (代理人または納税管理者)	固定資産名寄帳兼課税台帳	所在(地番)、種類、構造、 床面積、評価額など
注意事項	- 平成30年1月2日以降に所有者となった方は縦覧できません。 - 土地のみを所有している人は家屋、家屋のみを所有している人は土地の縦覧はできません。 - 資産を所有していても固定資産税が課税されていない人は縦覧できません。		
必要なもの	本人の確認ができるもの(運転免許証、健康保険証、住基カードなど) ※別居の家族、代理人の場合は上記の他、委任状の提示が必要です。		
手数料	無 料		

【お問い合わせ先】 税務課 資産税係 ☎52-5853(直通)

○障害者手帳

○通院証明書等（運転者が障害者本人でない場合）

○マイナンバーカードまたは個人番号通知カード

●トラクターなど小型特殊自動車の登録について

農耕作業・特殊作業用などの小型特殊自動車をお持ちの方で、登録をされていない車両がある場合は、税務課または宮原振興局総務振興課にて登録をお願いします。

登録に必要なもの

○印鑑（所有者・使用者のもの）
○販売証明書もしくは車名・車台番号の分かる書類

問総務課 住民税係

☎ 52・5853

下水道

下水道へ早期接続のお願い

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を目的として行っていた氷川町下水道整備事業は、皆さまのご協力により平成29年度末で計画区域の本管整備が完了しました。

これまで多くの人に下水道を利用していただいております

が、まだ下水道に接続されていない人は、平成30年度は国の補助制度により、供用開始後3年以上経過した人も接続助成金の対象となりますので、この機会にご検討いただきますよう、よろしく願います。

○交付要件に該当すると助成金が受けられます。

○交付要件

・処理区域内の一般世帯の家屋の所有者又はその同意を得た使用者であること。

・町内に居住する成年者で独立の生計を営む人。

・町税および下水道事業受益者分担金を滞納していない人。

○工事種別および助成金額

・くみ取り便所からの改造工事 8万円

・単独浄化槽からの改造工事 4万円

・合併浄化槽からの改造工事 3万円

※補助金を受給していないもの

・合併浄化槽からの改造工事 2万円

※補助金を受給しているもの

・合併浄化槽からの改造工事 2万円

※補助金を受給しているもの

問建設下水道課 下水道係

☎ 52・5862（直通）

生涯

工事の際は文化財保護法に基づき届け出に協力下さい！

町内には、古墳をはじめたくさんさんの遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）があります。開発・建築等の土木工事などを行う時、これらの遺跡に該当する場合は事前に（60日前まで）届出が必要になります。そして本調査が必要かどうかの確認調査や、遺跡でなくても試掘調査が必要な場合もありますので、早めに教育委員会までご相談下さい。

問氷川町教育委員会 生涯学習課

☎ 52・5860（直通）

各種手当額の変更について

各種手当額が平成30年4月支給分から、下記のとおり変更となります。（金額は支給額／月）

手当名	平成30年3月分まで	平成30年4月分から
特別児童扶養手当（1級）	51,450円	⇒ 51,700円
〃（2級）	34,270円	⇒ 34,430円
特別障害者手当	26,810円	⇒ 26,940円
障害児福祉手当	14,580円	⇒ 14,650円
児童扶養手当 ※全部支給第1子の場合	42,290円	⇒ 42,500円

※「一部支給」の場合は、所得に応じて『42,490円～10,130円／月』となります。

ご不明な点等ありましたら、下記までご連絡ください。

○児童扶養手当……町民環境課 町民環境係（Tel 52-5851） ○児童扶養手当以外……健康福祉課 福祉係（Tel 52-5852）